

最近のロシア国民に対するビザ発給要件の緩和状況
(一般旅券所持のロシア国籍者)

1 緩和の経緯

- (1) 令和元年9月1日付
 - ア 日露8項目「協力プラン」関係ロシア企業等の常勤者等に対する数次ビザ導入
 - イ 大学生等に対する一次ビザ申請手続きの簡素化
- (2) 平成30年10月1日付
 - 団体観光パッケージツアー参加者用短期滞在一次ビザの導入(15日又は30日)
- (3) 平成29年1月1日
 - ア 観光等目的の数次ビザ導入(3年・30日)
 - イ 商用目的、文化人・知識人数次ビザの緩和(5年・90日)
 - ウ 自己支弁による渡航者の身元保証書等の省略

2 ロシア国民に対するビザ発給要件の緩和(上記1(3)詳細)

- (1) 発表日
 - 2016年12月16日
- (2) 緩和の概要
 - ア 観光等を目的の短期滞在ビザに数次ビザを導入(3年間有効、最長30日)
 - イ 商用目的の方及び文化人・知識人に対する短期滞在数次ビザの対象者範囲を拡大するとともに、当該数次ビザの最長有効期間を3年から5年に延長
 - ウ 自己支弁渡航による短期滞在ビザの身元保証書等の提出書類を省略
- (3) 関連情報ウェブサイト
 - https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004069.html

以上